

## 東日本大震災で被災された方の介護保険料の減免について(令和3年度)

東日本大震災の被災地から転入し、本市の介護保険の第1号被保険者となられた方を対象とした減免制度があります。

### 1 減免対象、対象期間、減免割合

対象者	対象期間	減免割合
(1) 帰還困難区域に住所を有していた方	令和3年度4月～3月分まで	10/10  *ただし、上位所得層は除く。
平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)	令和3年度4月～3月分まで	
平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)		
平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)		
平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)		
令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)		
(3) (1)及び(2)以外の被災した被保険者	令和3年度4月～3月分まで	8/10

### 2 申請に必要なもの

罹災証明書、被災証明書等(写し可)

介護保険料減免申請書(申請者1人につき1枚必要です。)

\*下記問い合わせ先までご連絡ください。申請書等を送付いたします。

### 3 申請窓口

介護保険課(郵送可)、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課  
緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課

【お問い合わせ先】 介護保険課 保険料班  
相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館4階  
TEL042-769-8321 FAX042-769-8323